

平成23年第5回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成23年5月10日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成23年5月16日 午後1時30分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	永原良子	2番	岩田清
3番	根橋俊夫	4番	堀内武男
5番	中谷道文	6番	熊谷久司
7番	船木善司	8番	篠平良平
9番	成瀬恵津子	10番	中村守夫
11番	宮下敏夫	12番	三堀善業
13番	宇治徳庚	14番	矢ヶ崎紀男

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例について
- 日程第4 議案第2号 平成23年度辰野町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第3号 監査委員の選任について
- 日程第6 議案第4号 辰野町塩尻市小学校組合議会議員の選任について
- 日程第7 議案第5号 塩尻市辰野町中学校組合議会議員の選任について
- 日程第8 議案第6号 両小野国保病院組合議会議員の選任について
- 日程第9 上伊那広域連合議会議員の選挙について
- 日程第10 湖北行政事務組合議会議員の選挙について
- 日程第11 伊北環境行政組合議会議員の選挙について
- 日程第12 伊那消防組合議会議員の選挙について
- 日程第13 辰野町塩尻市小学校組合議会議員の選出について
- 日程第14 塩尻市辰野町中学校組合議会議員の選出について

日程第15 両小野国保病院組合議会議員の選出について

日程第16 辰野町消防委員会委員の推薦について

日程第17 辰野町商工業振興審議会委員の推薦について

日程第18 辰野町上水道運営審議会委員の推薦について

日程第19 議会広報委員会委員の選任について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	矢ヶ崎 克彦	副町長	林 龍太郎
教育長	古村 仁士	総務課長	小沢 辰一
まちづくり政策課長	一ノ瀬 元広	住民税務課長	松井 夕起子
保健福祉課長	野沢 秀秋	産業振興課長	中村 良治
建設水道課長	漆戸 芳樹	水処理センター所長	一ノ瀬 保弘
会計管理者	林 康彦	教育次長	向山 光
病院事務長	荻原 憲夫	福寿苑事務長	宮原 正尚
消防署長	赤羽 守		
両小野国保診療所		社会福祉協議会	
事務長	宮原 修二	事務局長	百瀬 辰夫

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	飯澤 誠
議会事務局庶務係長	赤羽 裕治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第3番	根橋 俊夫
議席 第4番	堀内 武男

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○局長

定足数に達しておりますので、これより平成23年第5回辰野町議会臨時会を開会いたします。ここで4月1日付け新規採用職員の紹介をいたします。

(新規採用職員 自己紹介)

○議 長

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。第5回臨時会招集にあたり町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第5回辰野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中、ご出席を賜り感謝申し上げます。先日の臨時議会におきまして議会の新しい体制の組織がなされました。議会と行政が車の両輪のごとく、辰野町の発展に大きく寄与いただけますことを期待を申し上げる次第でございます。昨日は辰野中学校統合開校50周年記念式典が盛大に挙行され、個性豊かな武田双雲先生の講演に対しましても新鮮さを感じられ、また精神医療の分野に自然に取り込まれていくことも感じたところでございますが、往時の原野そして水田の中にそびえる新しい独立した中学校の白亜の殿堂が忍ばれ歴史的大事業にご尽力をされました武井、松田両町長はじめ関係者の熱意とご労苦と、更に知恵に改めて敬服の念を抱いた次第であります。

さて、去る5月13日には辰野総合病院新築工事の入札を実施させていただきました。現在落札候補者の審査中ではありますが、いよいよ着工の運びとなります。公立病院を取り巻く環境はいまだに厳しい状態の中にあるわけではありますが、地域医療を担う辰野総合病院の耐震化を図り最大の福祉事業でもあります病院の移転新築に邁進してまいりたいと思います。議員各位のご理解と牽引的なご協力をお願い申し上げます。東日本大震災から2箇月が過ぎ、中部電力管内でも浜岡原発の運転停止が示され有事の際の安全が確保されていくと思われませんが、夏にかけての電力不足の連鎖が懸念されるわけでもあります。震災の影響によりまして下方向に押しやられた景気もその回復に、支障を及ぼさないよう節電対策に期待するとともに町といたしましてもクールビズ等期間の延長と、省エネ対策を進めてまいりたいとも思っております。

さて、今臨時会でご審議いただきます議案は国民健康保険税条例の一部改正の専決処分1件、終息の見えない福島第一原発の事故を受けて放射線量測定器の購入費を含む平成23年度一般会計補正予算1件、監査委員の選任について等人事案件15件であります。提案時ご説明申し上げますので慎重審議をいただき、原案可決下さいませようお願いを申し上げ、臨時会招集にあたってのごあいさつといたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は辰野町議会会議規則第115条の規程により、議席3番、根橋俊夫議員、議席4番、堀内武男議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。本臨時会の付議事件はあらかじめ告知のとおりでありますので会期を本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって会期は一日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第1号、朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第1号、専決第1号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月25日に公布されたことに伴い、辰野町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会の承認を求めるものでございます。今回の改正事項は国民健康保険税の課税限度額を引き上げるものでございます。新旧対照表でご説明いたします。

1ページをご覧ください。課税額についてでございますけれども第2条第2項基礎課税限度額50万円を51万円といたしました。同じく第3項、後期高齢者支援金課税限度額13万円を14万円といたしました。同じく4項、介護納付金課税限度額10万円を12万円といたしました。第23条、軽減世帯についてでございます。課税限度額の引き上げにともない基礎課税減額50万円を51万円に、裏2ページでございますが後期高齢者支援金減額13万円を14万円に、介護納付金減額10万円を12万円にそれぞれ引き上げ後の限度額と同額としたものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議のうえ原案ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第1号専決処分の承認を求めることについて、専決第1号辰野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。日程第4、議案第2号平成23年度辰野町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第2号、朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第2号を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は東日本大震災にかかる災害派遣諸経費負担金、放射線測定装置の購入、住宅リフォーム補助金、東小学校耐震補強事業及び東小学校大規模改造事業の事業科目の統合などの補正予算でございます。この補正総額は1,031万5,000円の追加であり、予算総額は77億2,531万5,000円となりました。その概要を申し上げますと歳入につきましては県補助金、繰越金の増額補正であります。歳出につきましては総務費で、たつのパークホテル浴室風除室等修繕工事、災害派遣に伴う旅費の増額、災害派遣諸経費負担金、放射線測定装置の備品購入費の補正であります。農林水産業費では、林道西部線整備工事の委託料及び工事請負費の補正であります。土木費では、住宅リフォーム補助金の新設であります。教育費では、東小学校耐震補強事業及び東小学校大規模改造事業を統合して一つの事業にまとめるため、東小学校耐震補強・大規模改造事業への同目内の移管であります。以上のとおり、補正予

算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明をいたさせますのでご審議のうえ、可決くださいますようお願いを申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○根橋（3番）

3点お伺いをいたします。まず8ページですけれども放射線量の測定装置、これは前から要望していたことであり大変結構かと思うんですけれども、この方法ですけれども空中と言いますか空気及び土壌などもやるのかどうかということと、その公表、データーの公表についてはどのようにやっていくのか、1点目です。2点目はすぐその下の負担金、派遣の負担金ということですからこれほどが主体で町はどういう形で負担金をこれ払うのか、その説明をしていただきたいと思います。それから10ページの住宅リフォームですけれども、これも前から要望があったことで結構だと思うんですが、具体的な助成の助成制度の制度の概要についてお伺いいたします。

○町 長

細目に至りまして各課長から報告をいたさせます。

○総務課長

最初に8ページの備品購入の関係での放射線の測定装置でございますが、現在一応50万円という予算を計上させていただきました。これにつきましては α 線、 β 線 γ 線というような種類があるわけでありまして、一番ものが通りやすい γ 線を対象にした装置ということでいきますと、ある程度の金額を出さないと測定が無理だというような情報をいただいております、この金額を設定をさせていただいたところであります。上限を見ますともうきりが無いわけございまして、土壌も専門的に調べるということになればもう少し、もう少しと言いますか桁が1つ違うくらいの高い金額になってくるわけでありまして表面汚染の測定のできるよう、それで厚生省の方から示されております水の測定についてもですね、その方法がありましてそこらへんが対応できる装置ということで検討させていただいております。こちらにつきましては厚生省の基準に適合したものを購入をさせていただきたいと、それからそのデーターの公表についてでございますが現在、長野と松本を毎日ホームページをご覧いただきますと分かりますが0.04から0.05くらいのマイクロシーベ

ルトの大気汚染が確認をされております。その数値が3月の15、16日くらいからズーッと現在まで殆ど影響と言うか変動がございません。そういう安定した状況の中では毎日測定をする必要はないかと思いますが、これからまだ終息しているわけがございませんので、どのような状況になっていくか分かりません。その時になってからでは機械の購入間に合いませんので今からその用意をし、そんで公表についてはこれから状況を勘案しながらどんな方法でどんなふうな形が良いのか検討してまいりたいと思います。もう1点であります負担金につきましてははですね、これにつきましてはどこへ払うのかということでございますけれども、実は危機管理の方でこの災害派遣に掛かります経費を一括計上させていただきたいということで、こちらに盛らせていただきました。これはケースバイケースで払う先も違いました具体的にまいりますとですね、職員4人が1チームで行きますと上の方で旅費が必要になりまして一応2,200円のこれは16人の4日間というような計算をさせていただいたところでありますが、その者が出張してまいりますと必要な時にはテントで対応する場合は掛かりませんが、旅館等をあてがわれた場合には派遣先の負担になりますし、そこで必要になるものを一々こちらから届けるわけにもいきません。そちらの方で購入をして消耗品、タイヤがパンクすればタイヤの修繕費もろもろのものが掛かってまいります。でするのでそのへんの宿泊からはじまってそういう消耗品、それから長靴が破けてしまえば現地で長靴を調達する等をですね一括して100万円ということで計上させていただきましたので、よろしく願いをしたいと思っております。以上でございます。

○建設水道課長

ご質問の土木総務事務の負担金及び補助金、交付金での住宅リフォームの助成の概要でございます。辰野町住宅リフォーム補助金交付要綱を設けまして、事業を進めてまいりたいということで進めております。目的主旨につきましては個人住宅の質の向上、町内の住宅関連業者の振興及び景気対策を図り、地域経済の活性化、雇用の拡大を図るため当面の緊急経済対策ということで考えております。要件でございますが、町内における自己の住居に要する、供用する建築物、現に住宅、居住している主たる住宅であること。リフォーム工事は個人住宅の修繕改築、増築及び設備改善等の工事であること。3といたしまして町内の住宅関連業者で町内に本店を有する法人、または町内に住所を有する個人の事業主の工事であるということです。

対象者でございますが、町に住民基本台帳または外国人登録原本に登録され辰野町に居住していること。2としまして個人住宅の所有者または所有者と同一世帯で生計を一つにしている世帯主であること。所有者及び同居人等が町税等を滞納していない者であること。補助金の決定後、当年度3月末に実績の報告書の提出ができること。過去においてこの補助金の交付を受けたことのないこと。それから経費等でございますが対象工事が30万円以上のリフォーム工事、補助金ですが定額の10万円。それから30万円ですが消費税込みということでお願いいたします。それからさきほど申し上げました要綱に定めている書類の提出が必要となります。今回500万のお願いをしておりますので、件数としますと50件という形でございます。なお別の補助金、助成金による工事、補償金の対象の工事、外構工事、設備の購入等の工事につきましては対象にならないものがございます。詳しくはいろいろそれぞれ工事の内容でパターンがあると思いますので、建設水道課でもって相談をいただきたいということで考えております。よろしくをお願いいたします。以上です。

○議 長

よろしいですか。

○町 長

補足をさせていただきます。被災地に対します義援活動、被災地の支援でありますけれども今後も保健師、あるいはまた水道の給水車、あるいはまたほかの職員などの要請が来るかと思っております。当初消防職員は自分の寝る所、テントまでを運んでいったということでございますが、最近ではおかげさまで泊まれる宿泊施設を離れた所で少しは傷んでおりますけれども安全な旅館などが適用されるようであります。その費用ほか全て自己完結でありますので、今後も何度かこういった出動をいたしますけれどもよろしくお願いを申し上げます、ご承知のうえお願い申し上げます。なお放射線の測定器につきまして今総務課長も言ったとおりであります、放射線も難しくいろいろな線があります。α線自体は紙で止まります。次のβ線は紙を通り越して今度はアルミで止まりますX線、γ線などにつきましてはそのアルミを突き破ってまいります。今度は鉄などで鉛で止まるとこんな形になってまいります。今回はそのぐらいまでの一般にそれが適用されておりますので、測量器を早く購入したいということでございます。なお、その上に中性子線というものも出てまいり

ますがこれは鉄、鉛を通り越していきますがなんと水と厚いコンクリートで止まるとも言われておりますが、そこまでは一般に放射線として現在発表する段階ではないようでございますし、今一般に報告されている程度のものは測量できるものを購入したいとこういうことであります。よろしく申し上げます。

○根橋（3番）

大体分かったんだけど、もう一回確認の意味で質問ですけれども8ページの今の測定器具ですけれども、結局これは空気でも土壌でも一応それ放射線が出ていれば測れるということで、これからどういうふうに運用するかは町の方で必要に応じてということで理解していった方がいいのかどうかということ、特に健康にとっては空気そのものが非常に大事だと思いますし、それから今やっぱり土壌がやっぱり農産物の関係でも非常に風評被害をやっぱり防止していくという点でも積極的な安全宣言というものは非常に大事になってきているので、そんな点でもそういう土壌も測れるのかどうかということの再確認であります。それから2点目の負担金の話なんですけれども、役場の職員の皆さん大変苦勞されて行っているわけですが今問題になっている民間レベルでもそういう今ドンドン行っているわけなんです。それで私も行ったもんで経験があるんですけど、例えば高速料金などは免除があるんですけどもガソリンは自己負担なんです。だからそういう今後も町民の皆さんが行きたいと、ボランティア的にも行きたいというような場合にそういうガソリン等のそういった財政的な支援をこの負担金の中でやる考えはないかお聞きをしたいと思います。

○町 長

今議員ご指摘のとおり、高速道路に関しましてはその行く市町村の首長のはんこがあれば高速道路は災害支援ということで無料になります。おっしゃるとおりでございますがガソリンその他は全部手前持ち、自己完結ということでありますので今出しておりませんが、今後の成り行きをみながら特に住民っておっしゃいますので、ボランティアの皆さんとか、あるいは専門職の皆さんとか行く場合のことは新たに協議をしていきたいとこんなように考えます。なお放射線を計るというようなことでもありますけれども、我々のあるいは各県毎に持って計ってるのは、いろんな計り方があるようございますけれども、昔ガイガーカウンターっていうのがありまして、そのものへ持って行けば土壌であってもあるいは食べ物であっても身体でもそ

の時に「ガー」って音がするっていうことでガイガーだっていう笑い話もあるんですけどもその程度のもので、それ以上でそれが少し超えてきた場合にはもう専門のものに持って来ていただいて、科学技術省ほかへお願いを申し上げたり県の方にありますかどうか、そういったことで適宜やっていきたいところでありまして、極、極と言いましても相当精度が高いんですけども各市町村であるいはまた個人でも持てるようなお金は高いですけども、簡便なものとかこんなふうにご理解いただきたいとかこんなふうに思っております。なおまた何百キロも超えて放射性物質が飛び交うようなふうになれば、また違う段階を考えていきたいとかこんなふうに思います。以上であります。

○議 長

ほかにありませんか。

○船木（7番）

1点お伺いします。9ページ林道西部線の整備でありますけれども、これは国県の支出金それから一般財源と2通りで出ておりますけれども、この県の補助金があったからこの整備工事が行われるのかどうなのか、なかった時にはどのような対応をしていくのか。また今回の工事でどこをどの程度整備するのか、伺います。

○産業振興課長

ご質問にお答えをいたします。当初22年度の繰越事業といたしまして現在西部線2箇所の子工を行っております。1箇所につきましては議会の方でも視察をしていただいた22年の7月15日の豪雨の時に崩れ落ちた箇所と、それから小横川側の方から入った所に昨年実施して完成している所がありますけれども、その手前の箇所がですねやはり崩落等しておりますので、そちらの方の工事を現在発注をして工を行っております。それでその小横川の箇所の方がですね、もう少し広くのり面の保護をやった方が良いついていうそういう判断の下で、県の方に申請をしていたところ管内、上伊那管内で補助金が出てまいりましたのでそちらの補助金をいただいて今回整備するものであります。ですから当初と増額いたしまして1,272万6,000円ほどの事業を行うということになります。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

○岩田（２番）

10ページの住宅リフォーム補助金ですけれども、結構なことだと思いますけれども期限内に工事が完成しなければならないものかどうか、あるいは添付書類の要綱にですね、要するに建築リフォーム請負工事の写しというかね、契約書の写しが必要なものなのかどうか、あるいは注文書だけで足りるのか、注文内訳書が必要なのか、教えていただきたいと思います。

○建設水道課長

年内に完成っていうことですが、一応考え方につきましては交付決定を受けて着手をして3月末には竣工、工事が終わって実績報告書の提出ができることを考えております。それから提出書類ですが、見積書そして契約書については確認をしたいと思っております。以上です。

○議 長

ほかにありますか。

○成瀬（９番）

10ページの住宅リフォームの補助金の件でありますけど、50件っていうことではありますがこの50件、例えばこれはこの50件は申し込み順ですか、それとも抽選ですか、50件を超えた場合のその決め方を教えてもらいたいんですけど。

○建設水道課長

それぞれやはり時期の問題もございますので全員の出てくるのを待つというわけにはいきませんので、やはり順番順に受付という形で決定という形を考えております。一応予算につきましては500万という形で50件ですが、やはりこの情勢等を考えまた検討してかなければいけないじゃないかなと私は思っております。以上です。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号平成23年度辰野町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。日程第 5、議案第 3 号監査委員の選任についてを議題といたします。ここで地方自治法第 117 条の規程により、篠平良平議員の退席を求めます。

(篠平良平 議員退席)

○議 長

議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第 3 号、朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第 3 号を提案するにあたりまして提案理由を申し上げたいと思えます。監査委員の選任について、提案理由でございます。地方自治法第 196 条の規定により議員の内から選任する監査員 1 名につきまして、下記の者を選任したいので議会の同意を求めるものであります。住所、辰野町大字樋口 939 番地の 1、氏名、篠平良平、生年月日、昭和 21 年 7 月 17 日。篠平氏は平成 11 年から町議会議員を務められ議会議長を歴任され、人格高潔で優れた見識を有されております。また町の行財政に精通されており監査委員として適任であることを認め、提案を申し上げます。ご審議いただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 1 号監査委員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 3 号は原案のとおり同意することに決まら

た。篠平良平議員の入場を求めます。

(篠平良平 議員入場)

○議 長

日程第 6、議案第 4 号辰野町塩尻市小学校組合議会議員の選任について、日程第 7、議案第 5 号塩尻市辰野町中学校組合議会議員の選任について、以上 2 件についてを一括議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 4 号及び議案第 5 号については、一括議題とすることに決しました。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第 4 号、議案第 5 号 朗読)

○議長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第 4 号、5 号小中学校組合議会議員の選任について一括提案を申し上げたいと思います。議案第 4 号辰野町塩尻市小学校組合議会議員の選任について提案理由を申し上げます。辰野町塩尻市小学校組合規約第 6 条第 2 項の規定によりその選任について議会の同意をお願いするものであります。議員の任期満了にともない、田中正男氏、赤羽利雄氏、春日節子氏、矢島和一郎氏の 4 名を適任者と認め選任するものであります。引き続き議案第 5 号に移りますが、塩尻市辰野町中学校組合議会議員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。塩尻市辰野町中学校組合規約第 6 条第 3 項の規定によりその選任についての議会の同意をお願いいたします。議員の任期満了にともない小学校組合同様、田中正男氏、赤羽利雄氏、春日節子氏、矢島和一郎氏の 4 名を適任者と認め選任するものであります。以上、提案理由を申し上げましたので原案可決くださいますようお願い申し上げます提案理由といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 4 号辰野町塩尻市小学校組合議会議員の選任について、議案第 5 号塩尻市辰野町中学校組合議会議員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。只今の 2 件については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 4 号及び議案第 5 号は原案のとおり同意することに決しました。日程第 8、議案第 6 号両小野国保病院組合議会議員の選任についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(議案第 6 号、朗読)

○議 長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第 6 号両小野国保病院組合議会議員の選任について提案理由を申し上げます。両小野国保病院組規約第 6 条第 2 項の規定により、辰野町が選出する組合の議会の議員の中、3 人は辰野町議会議員において、ほかの 4 人は辰野町大字小野及び小野地区の住民代表から議会の選任同意を得てお願いすることとされております。議員の任期満了に伴い、杉江紀夫氏、小林良輔氏、白鳥猛氏、古田道子氏の 4 名を適任者と認め新たに選任するものであります。以上、提案理由を申し上げますので、原案同意いただきましてご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○根橋 (3 番)

直接関係がないのかもしれませんが、現在両小野は診療所になっているわけですが、法律の規定によって病院でないものが病院という名称を用いることは禁じられていると思うんですけれども、この規約名が両小野国保病院組規約ということで何ら疑義はないのでしょうか。

○町 長

その件に関しまして病院から診療所に移る時に、両首長で協議をいたし議員の皆さんとも協議をいたしましたが、病院が診療所という名前に変わった医療施設を現在運営しておりますが、その根本は両小野国保病院の規定と議員の規定により診療所を運営するものと、こういうふうに協議の結果変えました。詳しくは事務長などからもお答えを申し上げたいと思います。

(な し)

○議 長

根橋議員、よろしいでしょうか。

○根橋 (3 番)

そういうことなら、良いです。

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 6 号両小野国保病院組合議会議員の選任についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、原案のとおり同意することに決しました。日程第 9、上伊那広域連合議会議員の選挙について、日程第10、湖北行政事務組合議会議員の選挙について、日程第11、伊北環境行政組合議会議員の選挙について、日程第12、伊那消防組合議会議員の選挙について、以上 4 件については一括議題といたします。お諮りいたします。この選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推薦とすることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。はじめに上伊那広域連合議会議員に議席7番船木善司議員、議席13番宇治徳庚議員、議席14番矢ヶ崎紀男を指名いたします。お諮りいたします。只今、議長が指名しました議席7番船木善司議員、議席13番宇治徳庚議員、議席14番矢ヶ崎紀男を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって船木善司議員、宇治徳庚議員、矢ヶ崎紀男は上伊那広域連合議会議員に当選されました。船木善司議員、宇治徳庚議員、矢ヶ崎紀男がおられますので辰野町議会会議規則第31条第2項の規定により、上伊那広域連合議会議員選挙の当選人である旨を告知いたします。次に湖北行政事務組合議会議員に議席5番中谷道文議員、議席10番中村守夫議員、議席13番宇治徳庚議員、議席14番矢ヶ崎紀男を指名いたします。只今、議長が指名しました議席5番中谷道文議員、議席10番中村守夫議員、議席13番宇治徳庚議員、議席14番矢ヶ崎紀男を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって中谷道文議員、中村守夫議員、宇治徳庚議員、矢ヶ崎紀男は、湖北行政事務組合議会議員に当選されました。中谷道文議員、中村守夫議員、宇治徳庚議員、矢ヶ崎紀男がおられますので辰野町議会会議規則第31条第2項の規定により湖北行政事務組合議会議員選挙の当選人である旨を、告知いたします。次に、伊北環境行政組合議会議員に議席5番中谷道文議員、議席10番中村守夫議員、議席13番宇治徳庚議員、議席14番矢ヶ崎紀男を指名いたします。只今、議長が指名しました議席5番中谷道文議員、議席10番中村守夫議員、議席13番宇治徳庚議員、議席14番矢ヶ崎紀男を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって中谷道文議員、中村守夫議員、宇治徳庚議員、矢ヶ崎紀男は伊北環境行政組合議会議員に当選されました。中谷道文議員、中村守夫議

員、宇治徳庚議員、矢ヶ崎紀男がおられますので辰野町議会会議規則第31条第2項の規定により、伊北環境行政事務組合議会議員選挙の当選人である旨を告知いたします。次に伊那消防組合議会議員に議席7番船木善司議員、議席13番宇治徳庚議員、議席14番矢ヶ崎紀男を指名いたします。只今、議長が指名しました議席7番船木善司議員、議席13番宇治徳庚議員、議席14番矢ヶ崎紀男を当選人に定めることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって船木善司議員、宇治徳庚議員、矢ヶ崎紀男は伊那消防組合議会議員に当選されました。船木善司議員、宇治徳庚議員、矢ヶ崎紀男がおられますので辰野町議会会議規則第31条第2項の規定により、伊那消防組合議会議員選挙の当選人である旨を告知いたします。日程第13、辰野町塩尻市小学校組合議会議員の選出について、日程第14、塩尻市辰野町中学校組合議会議員の選出について、日程第15、両小野国保病院組合議会議員の選出について、日程第16、辰野町消防委員会委員の推薦について、日程第17、辰野町商工業振興審議会委員の推薦について、日程第18、辰野町上水道運営審議会委員の推薦についてを議題といたします。以上6件については議長提案の人事案件でありますので一括議題としたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって日程第13から、日程第18については前回同様、正副議長、各委員長5名で原案を作っておりますのでその結果について局長より報告いたさせます。

○議会事務局長

(原案、報告)

○議長

只今一括議題に供しました日程第13から日程第18までの6件については、只今の報告のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって日程第13、辰野町塩尻市小学校組合議会議員の選出について、日程第14、塩尻市辰野町中学校組合議会議員の選出について、日程第15 両小野国保病院組合議会議員の選出について、日程第16、辰野町消防委員会委員の推薦について、日程第17、辰野町商工業振興審議会委員の推薦について、日程第18 辰野町上水道運営審議会委員の推薦について、以上6件については只今の報告のとおり決しました。日程第19、議会広報委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。議会広報委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりお手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。局長より発表いたさせます。

○議会事務局長

(議会広報委員会委員 発表)

○議 長

只今の名簿のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって日程第19、議会広報委員会委員の選任については只今の名簿のとおり選任することに決しました。以上で、本臨時会に付議されました事件は全部終了いたしました。よって平成23年、辰野町議会第5回臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

1 1 . 閉会の時期

5月16日 午後 2時 30分 閉会

この議事録は、議会事務局長 飯澤誠、庶務係長 赤羽裕治の記録したものであって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 1 番

署名議員 2 番